ミスポはこだて　会則

（名称）

第１条　本クラブは　ミスポはこだて　と称する。

（目的）

第２条　本クラブは、地域住民に対し、スポーツや文化活動通して「街づくりの推進」「子供の健全育成」「スポーツ環境の整備に関する事業」を企業や行政と協働しながら推進し、いつでも、どこでも、だれでもが、楽しくスポーツが出来る環境を築いていくことを目的とする。

（会員の種類）

第３条　本クラブの会員の種類は、下記の３種類とする。

(１)　正会員・・・クラブの運営・管理を行う会員

(２)　一般会員・・クラブの活動に参加する会員

(３)　賛助会員・・クラブを支援する会員

(４)　サークル会員・・クラブのサークルに参加する会員

（５）ビジット会員・・クラブの活動に参加する会員

（年会費）

第４条　本クラブの会費は年会費とし、会員は別表１に定める年会費を納めるものとする。

（入会資格）

第５条　本クラブに入会できる者は、クラブの趣旨に賛同した者で下記の条件を満たす者とする。ただし１８歳未満の場合は親権者の同意を得ることとする。

(１)　正会員は原則として高校生以上とする。

(２)　一般会員は、０歳以上とする。ただし各部門は独自に参加対象年齢を別途定めることができる。

(３)　賛助会員は個人・法人（団体）とする。

（入会金）

第６条　本クラブへの入会金は１０００円とする。新規入会時や一度退会した後の再入会時に発生する。

（入会手続き）

第７条　本クラブへの入会希望者は所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会金および初年度の年会費を添えて、スタッフまたは事務局に提出し、仮会員証を発行し会員とする。

　後日、改めて次条に定める会員証を発行する。

（会員証）

第８条　会員証は、本クラブの会員であることを証するものであり、本クラブ事業へ参加する際に必要なものとし、会員特典を受けることができる。

（更新手続き）

第９条　次年度以降も本クラブ会員を継続する場合は、所定の更新用紙に必要事項を記入し、年会費を添えてスタッフか事務局に提出する。

　更新手続きの期間は４月１日～５月３１日の２ヶ月間とし、期日を過ぎた場合は退会とみなし、再入会として取り扱う。

（活動への参加）

第１０条　本クラブの会員は、下記に定めるところにより活動へ参加することが出来る。

(１)　活動に参加する際は、会員証の提示を必要とする。

(２)　本クラブの会員は各教室に定める参加費を支払うこととする。

(３)　夜間の活動に参加する小学生以下は送迎が確保されない場合は参加できない。

(４)　月謝制の教室において、月謝の未納が２カ月を超えた場合、自動的に退部したものとみなす。なお、休部届を提出した場合、２ヶ月以内の休部を認める。

（退会手続き）

第１１条　本クラブを任意で退会する者は、所定の退会届に必要事項を記載のうえ、会員証を添えて事務局へ提出し、受理された時点で退会となる。この場合、再入会可能である。

（会員資格の喪失）

第１２条　会員は次の場合に本クラブの会員資格を喪失する。

(１)　退会手続きが受理されたとき

(２)　除名措置となったとき

(３)　会員が死亡したとき

(４)　当クラブの活動がすべて停止となった場合

（会員資格のはく奪）

第１３条　会員が本クラブの会則に違反し、名誉を汚したと認められた場合は、理事会の議決を経て、会員資格をはく奪する。なお原則として、会員に弁明の機会を与えるとともに検討委員会を立ち上げ本クラブへの再入会の制限等を検討し、本人に通知する。

（会員種類の移行）

第１４条　本クラブの会員は、更新手続時に他の種類の会員へ移行することができる。

（保険）

第１５条　会員は、障害保険に加入していることを入会申込書で証明し，その保険手続きは各自の責任で行うこと。

２　未加入および加入を希望する者は本クラブが定める保険へ加入するものとする。その際の保険手続き等は事務局が行う。

（免責事項）

第１６条　会員は本クラブの活動をする際、クラブ及び活動施設の諸規則、担当スタッフの指示に従って行動するものとし、活動中に起きた事故は原則として保険適用範囲内で対応する。ただし、規則・指示に反して、盗難、障害等の事件が発生した場合、本クラブは一切の損害賠償に応じないものとする。

（会員登録情報）

第１７条　会員は住所・氏名・連絡先・その他入会申し込み記載事項に変更があった場合は速やかにその旨を事務局へ届けるものとする。

２　会員の情報は、別に定めるプライバシーポリシーにより管理する。

（会則の改正）

第１８条　本会則は、必要に応じて理事会の承認を得て改正することができる。その場合は、速やかに全ての会員に周知する。

（雑則）

第１９条　本会則は、平成２８年４月１日より施行する。

平成２９年　３月２３日改正